

令和6年第1回定例会

斑鳩町議会会議録

令和6年3月25日

午前9時30分 開議

於 斑鳩町議会議場

1, 出席議員（12名）

1番	溝部真紀子	2番	齋藤文夫
3番	中川靖広	4番	小城世督
5番	伴吉晴	7番	嶋田善行
8番	井上卓也	9番	横田敏文
10番	宮崎和彦	11番	濱真理子
12番	木澤正男	13番	奥村容子

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長 佐谷容子 係 長 吉川也子

1, 地方自治法第121条による出席者

町長	中西和夫	副町長	加藤恵三
教育長	山本雅章	総務部長	西巻昭男
政策財政課長	真弓啓	住民生活部長	栗本公生
住民生活部次長	北典子	国保医療課長	猪川恭弘
都市建設部長	上田俊雄	会計管理者	安藤晴康
教育次長	本庄徳光		

1, 議事日程

- 日程 1. 建設水道常任委員長報告について
- 日程 2. 厚生常任委員長報告について
- 日程 3. 総務常任委員長報告について
- 日程 4. 予算審査特別委員長報告について
- 日程 5. 各常任委員会の閉会中の継続審査について
- 日程 6. 議会運営委員会の閉会中の継続審査について

追加日程 1. 発議第 1 号 斑鳩町議会議員の請負の状況の公表に関する条例に
ついて

1, 本日の会議に付した事件
議事日程に同じ

(午前9時30分 開議)

○議長（中川靖広君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名で、全員出席であります。

これより本会議を再開し、ただちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、開会初日に決定したとおりであります。

これに従い、議事を進めてまいります。

まず、日程1. 建設水道常任委員長報告についてを議題とし、建設水道常任委員長の審査結果報告を求めます。

5番、伴委員長。

○建設水道常任委員長（伴吉晴君） 開会中の3月13日に開催しました建設水道常任委員会の審査の概要について報告させていただきます。

はじめに付託議案についてです。議案第16号 斑鳩町町営住宅条例の一部を改正する条例について、議案第17号 斑鳩町水道事業給水条例の一部を改正する条例について、議案第28号 奈良広域水質検査センター組合規約の変更について、これら3議案はいずれも関係法令の改正により所要の改正が行われるもので、満場一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、認定第1号 町道認定については、開発道路の帰属による5路線を町道として認定するもので、満場一致で認定すべきものと決しております。

以上で、委員会付託議案についての審査は終わりました。

次に、継続審査案件であります都市基盤整備事業に関することについては、2月の委員会以降、特に報告することはないとのことでした。

次に、各課報告事項について、1点目、議案第20号 令和5年度斑鳩町一般会計補正予算（第15号）について、当委員会所管にかかる事項の報告を受けました。

委員より、生活応援券の利用実績について、呉竹荘との連絡について、道路新設改良工事に係る物件補償等について質疑があり、理事者より答弁されています。

2点目として、水道事業の県域一体化について、3月6日に開催された奈良県広域水道企業団設立準備協議会の資料に沿って報告を受けました。水道の口径や使用量により異なりますが、斑鳩町の約1万1,500件の利用者のうち、約95%の利用者は、従前の料金より統一後のほうが水道料金は安くなる予測とのことでした。また、従前の料金より統一後のほうが水道料金が高額となる利用者については、5年間据え置き経過措置が設けられる予定とのことでした。委員より、企業債の推移について、統合後の水道料金等の

周知について、不参加団体の受水費用等について質疑がありました。また、斑鳩町独自の水道料金の変化がわかる資料の提出について要望がありました。

3点目として、公共下水道事業に関することについて、令和5年度の工事实績とともに、今後の公共下水道の事業計画が資料により報告されました。委員より、面的整備の進め方等について質疑があり、理事者より答弁されております。

また、口頭報告として、斑鳩町歴史的風致維持向上計画（第2期）の策定状況について、水道事業職員採用試験について、報告がありました。委員より、職員採用の見込みについて質疑があり、理事者より答弁されています。

以上で、各課報告事項については終わりました。

次に、その他について、委員より、町営住宅の入居要件について、奈良県による三代川の浚渫工事について、下司田池の埋め立て検討について、新西和医療センターの進入路等について、質問や意見があり、理事者より答弁されております。

最後に、継続審査の取り扱いを確認し、建設水道常任委員会を閉会しました。

以上が、当委員会の審査の概要です。詳細につきましては会議録に整理しますのでご覧いただきますようお願いしまして、報告とさせていただきます。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（中川靖広君） 次に、日程2. 厚生常任委員長報告についてを議題とし、厚生常任委員長の審査結果報告を求めます。

1番、溝部委員長。

○厚生常任委員長（溝部真紀子君） 開会中の3月14日に開催しました厚生常任委員会の審査の概要について報告させていただきます。

はじめに当委員会に付託されました11議案については、いずれも可決すべきものと決しましたことをご報告します。

議案第4号 斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、国民健康保険の県単位化に伴い、令和6年度から国民健康保険税率を奈良県内で統一されることから、所要の改正を行う内容です。委員から、モデル世帯の保険料について、保険料改定による影響額等について質疑がありました。議案第4号については賛否の討論の後、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決しました。それぞれの反対意見、賛成意見の要旨をご報告すべきところですが、本日の本会議において討論の申し出がありますので、割愛させていただきます。

次に、議案第7号 斑鳩町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例について、議

案第 8 号 斑鳩町ひとり親家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例について、議案第 9 号 斑鳩町心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例については、いずれも令和 6 年 8 月から、子どもに係る医療費助成について、奈良県内の医療機関での窓口支払いの負担がなくなる現物給付制度の年齢対象が 18 歳まで拡大されることから、所要の改正を行う内容です。委員から、処方箋薬局での取り扱いについて、開始時期が 8 月である理由について質疑がありました。

次に、議案第 10 号 斑鳩町介護保険条例の一部を改正する条例については、第 9 期介護保険事業計画に定める保険給付の推計量にもとづき、保険料率の改定等を行う内容です。委員より、各所得階層の人数について、保険料改定による影響額等について質疑がありました。

次に、議案第 11 号 斑鳩町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例について、議案第 12 号 斑鳩町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例について、議案第 13 号 斑鳩町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について、議案第 14 号 斑鳩町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例については、いずれもそれぞれのサービスにかかる国の基準が改正され、令和 6 年 4 月 1 日から施行されることに伴う条例改正です。委員より、国基準の改正の背景について、身体的拘束の適正化について、介護関係職員の充足状況等について質疑がありました。

次に、議案第 15 号 斑鳩町地域包括支援センター設置条例の一部を改正する条例については、職員の勤務時間の適正化を図るため、センターの閉館時間を午後 5 時 15 分に変更するとのことです。委員より、職員の駐車場について、閉館時間変更の周知について質疑がありました。

次に、議案第 21 号 令和 5 年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 5 号）については、保険基盤安定負担金の確定に伴う国民健康保険事業費納付金の補正のため、歳入歳出それぞれ 1,107 万 6 千円を追加する補正予算です。これら 10 議案については、いずれも満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、継続審査案件であります環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することについては、2 月の委員会以降、特に報告することはないとのことでした。議長より、2 月の委員会で報告された、可燃ごみと生ごみの戸別収集検討について、可燃ごみを置く場所や、現在の法令に照らした戸別収集の課題等について質疑・意見がありました。

次に、各課報告事項について、議案第20号 令和5年度斑鳩町一般会計補正予算（第15号）について、当委員会所管にかかる事項の報告を受けました。

また、第3期健康増進計画・第3期食育推進計画について、第2期自殺対策計画について、第2期地域福祉計画について、第9期介護保険事業計画・高齢者福祉計画について、第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画について、第2期データヘルス計画・第4期国民健康保険特定健康診査等実施計画について、これらは、いずれも令和6年度に計画改訂となる斑鳩町の計画であり、その策定状況を資料に沿って報告されました。

委員より、自殺対策計画の目標値や相談実績について、特定健康診査の対象者等について質疑がありました。

また、口頭報告として、斑鳩町新型コロナウイルスワクチン接種相談窓口を3月末に閉鎖することについて、塵芥収集車のエンジントールにかかる損害賠償請求について、報告がありました。委員より、軽油販売業者への損害賠償請求の実施日について、塵芥収集車の給油業者について質疑があり、理事者より答弁されています。以上で、各課報告事項については終わりました。

次に、その他について、委員より、東老人憩の家のタイルについて、高齢者肺炎球菌ワクチンの実績について質問があり、理事者より答弁されています。

最後に、継続審査の取り扱いを確認し、厚生常任委員会を閉会しました。

以上が、当委員会の審査の概要です。詳細につきましては会議録に整理しますのでご覧いただきますようお願いいたしまして、報告とさせていただきます。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（中川靖広君） 次に、日程3. 総務常任委員長報告についてを議題とし、総務常任委員長の審査結果報告を求めます。

2番、齋藤委員長。

○総務常任委員長（齋藤文夫君） それでは、開会中の3月15日に開催した総務常任委員会の審査の概要について報告させていただきます。

はじめに、本委員会に付託されました8議案については、すべて満場一致で原案どおり可決すべきものと決しましたことを報告します。

まずは、議案第1号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてです。

地方自治法の一部改正により条項番号が変更となったことから、所要の改正を行うものです。委員より意見等はございませんでした。

次に、議案第2号 斑鳩町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び斑鳩町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてです。地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、会計年度任用職員に勤勉手当を支給できることとされたため、所要の改正を行うものです。併せて、各課報告事項、斑鳩町会計年度任用職員の給与等の見直しについても説明がありました。委員より、対象人数と影響額等について質疑があり、理事者より答弁されています。

次に、議案第3号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてです。学校運営協議会の委員報酬等を定めるため、所要の改正を行うものです。委員より、他の各種審議会の報酬との整合性について質疑があり、理事者より答弁されています。

次に、議案第5号 斑鳩町史編さん委員会設置条例の一部を改正する条例についてです。委員会の庶務担当課を変更するため、所要の改正を行うものです。委員より、今後のスケジュール等について質疑があり、理事者より答弁されています。

次に、議案第6号 斑鳩町地域交流館設置条例の一部を改正する条例についてです。龍田西地区地域交流館を地域交流館として位置付けるため、所要の改正を行うものです。委員より、条例施行日等について質疑があり、理事者より答弁されています。

次に、議案第18号 斑鳩町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例についてです。水災の職務に従事した場合の報酬の支給額について、所要の改正を行うものです。委員より、訓練時の日当について質疑があり、理事者より答弁されています。

次に、議案第19号 斑鳩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてです。政令で定める補償基礎額が改訂されることに伴い、所要の改正を行うものです。委員より、補償基礎日額等について質疑があり、理事者より答弁されています。

次に、議案第20号 令和5年度斑鳩町一般会計補正予算（第15号）についてです。地方交付税の補正などにより、総額5,591万1千円を減額し、歳入歳出それぞれ119億6,176万2千円とするものです。委員より、防災行政無線の申請人数や単価等について質疑があり、理事者より答弁されています。

次に、継続審査、斑鳩町における発掘調査等の文化財の調査、保存及び活用に関することについてを議題として、理事者に報告を求めたところ、ひとつ目に、法隆寺周辺遺跡の発掘調査について、3月3日（日）に現地説明会を開催し、600人の方に見学していただいたこと。二つ目に、いかるがパークウェイ建設に伴う試掘調査は、3月下旬

頃に今年度調査を終了すること。3つ目に、奈良大学と共同で進めている戸垣山古墳の発掘調査は、現時点で報告できる調査成果はないとのこと。委員より、舟塚古墳のシートについて質疑があり、理事者より答弁されています。

次に、口頭報告として、令和6年10月1日採用の職員採用試験を実施することについて報告がありました。委員より、正規職員数について質疑があり、理事者より一定の答弁がなされています。

次に、その他について、委員より庁舎内のコピー機の管理について、下司田池の管理について質疑があり、理事者より答弁されています。

最後に、継続審査の取り扱いを確認し、総務常任委員会を閉会しました。

以上が、当委員会の審査の概要です。詳細につきましては会議録に整理いたしますので、ご覧いただきますようお願いしまして、報告とさせていただきます。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（中川靖広君） 次に、日程4. 予算審査特別委員長報告についてを議題とし、予算審査特別委員長の審査結果報告を求めます。

2番、齋藤委員長。

○予算審査特別委員長（齋藤文夫君） 予算審査特別委員会の委員長報告をさせていただきます。

本会議から付託を受けました、議案第22号 令和6年度斑鳩町一般会計予算について、議案第23号から議案第27号までの令和6年度各特別会計・企業会計予算についての6議案を、3月7日と8日の2日間にわたり審査を行いましたので、その概要と審査結果について、ご報告します。

まず、一般会計予算全体と一般会計歳入について説明を受けた後、各部ごとに、一般会計歳出、特別会計、企業会計について説明を受け、質疑を行って審査を進めました。

各委員からは、多岐にわたり数多くの質疑、また貴重なご意見、ご提案がございましたが、時間の都合上、ここでは報告を省略させていただきます。

審査の結果は、議案第22号 令和6年度斑鳩町一般会計予算について、議案第23号 令和6年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計予算について、議案第25号 令和6年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計予算についての3議案は、賛否の討論の後、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決しました。

その他の3議案は、満場一致で可決すべきものと決しました。

なお、討論となった3議案について、それぞれの反対意見、賛成意見の要旨をご報告

すべきところですが、本日の本会議において討論の申し出がありますので、割愛させていただきます。

委員の皆さまには、長時間にわたり終始熱心にご審査を賜りましたことに感謝を申し上げます。

理事者の皆さまには、予算審査特別委員会での貴重な意見、提案につきまして真摯にご検討いただき、今後の行政運営に反映させていただきますことをお願い申しあげ、予算審査特別委員長の報告とさせていただきます。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（中川靖広君） 以上で、各委員長の報告が終わりました。

これより、付議順序に従い、表決を行ってまいります。

はじめに、議案第1号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてをお諮りします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号については、満場一致で可決されました。

次に、議案第2号 斑鳩町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び斑鳩町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてをお諮りします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号については、満場一致で可決されました。

次に、議案第3号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてをお諮りします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。

よって、議案第3号については、満場一致で可決されました。

次に、議案第4号 斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、賛否の討論を要するとの申し出があります。

よってこれより討論を行います。

はじめに、本案を可決することに反対の議員の意見を求めます。

12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） それでは、議案第4号 斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、反対の立場から意見を申しあげます。

今回の改定では、介護納付金分が所得割、均等割ともに引き下げとなるほか、医療分の平等割が引き下げとなるものの、一方で医療分の所得割と均等割が引き上げ、また後期高齢者支援金分では、所得割、均等割、平等割すべてが引き上げとなり、総合的には被保険者の負担増になるものだと考えます。所得別世帯での影響では、介護分がかかる40歳から64歳で2割軽減がかかる4人世帯、所得250万円の家庭では、年間1,200円の増、介護分がかからない40歳未満、65歳以上で同じく2割軽減がかかる2人世帯、所得150万円の家庭では、年間2千円の増となり、どちらも所得が低い、軽減がかかる世帯で負担増となっています。

今回も、前回の同様に町としてできるだけ上げ幅を抑え、特に低所得者の負担を軽減しようとする姿勢は見られるのですが、以前から申しあげているように、国民健康保険特別会計については、すでに破綻しており、増える給付費を被保険者の税負担で賄うには限界がきています。これを解消しようと思えば、国が以前のように事務費も含めておよそ5割という財政負担を行うことが求められていますが、国はそれに答えようとはしていません。県は一般会計からの繰り入れは行っているものの、国同様に一般会計からの繰り入れを原則禁止とする勝手なルールを市町村に押し付ける、市町村の裁量を奪い、それが被保険者の負担増の一因になっています。予算委員会の討論でも申しあげましたが、私がこれまで同様、国に対しては財政的な負担を元に戻すように求めるとともに、県に対しては市町村の手足を縛るような運営の改善を求めます。また、町に対しては国・県の圧力をはねのけ、一般会計からの繰り入れをはじめ、町としてできる被保険者の負担軽減に努めていただくことを強く要望いたします。

以上のことから、議案第4号については、賛成できないことを申しあげ、私の反対意見とさせていただきます。

○議長（中川靖広君） 次に、本案を可決することに賛成の議員の意見を求めます。

2番、齋藤議員。

○2番（齋藤文夫君） 議案第4号 斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、賛成する立場から意見を述べさせていただきます。

今回の条例改正は、国民健康保険の県単位化に伴い、令和6年度より国民健康保険税率を奈良県内で統一することから、税率改定が行われるものであります。

この国民健康保険税の改定については、斑鳩町からの諮問を受け、国民健康保険運営協議会での審議を経て、答申を得たものであり、手続きも適切であると考えます。

また、県単位での国民健康保険制度の運用も5年以上が経過するなか、奈良県の運営方針にもとづき、公的医療制度として、安定的・効率的な運営が継続されてきていることから、今回の改定はやむを得ないものと理解できるものです。

今後も、安定した国民健康保険の財政運営を図るため、収納対策の強化や医療費の適正化などに努めていただくことをお願いいたしまして、私の賛成意見とさせていただきます。議員の皆様のご賛同、よろしく申し上げます。

○議長（中川靖広君） これをもって、討論を終結します。

本案については、賛否両論であります。よって、これより採決を行います。

本案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立する者あり）

○議長（中川靖広君） 起立多数であります。よって、議案第4号については、賛成多数で可決されました。

次に、議案第5号 斑鳩町史編さん委員会設置条例の一部を改正する条例についてをお諮りします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。

よって、議案第5号については、満場一致で可決されました。

次に、議案第6号 斑鳩町地域交流館設置条例の一部を改正する条例についてをお諮りします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。

よって、議案第6号については、満場一致で可決されました。

次に、議案第7号 斑鳩町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例についてをお諮りします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) 異議なしと認めます。

よって、議案第7号については、満場一致で可決されました。

次に、議案第8号 斑鳩町ひとり親家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例についてをお諮りします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) 異議なしと認めます。

よって、議案第8号については、満場一致で可決されました。

次に、議案第9号 斑鳩町心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例についてをお諮りします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) 異議なしと認めます。

よって、議案第9号については、満場一致で可決されました。

次に、議案第10号 斑鳩町介護保険条例の一部を改正する条例についてをお諮りします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) 異議なしと認めます。

よって、議案第10号については、満場一致で可決されました。

次に、議案第11号 斑鳩町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例についてをお諮りします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) 異議なしと認めます。

よって、議案第11号については、満場一致で可決されました。

次に、議案第12号 斑鳩町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例についてをお諮りします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) 異議なしと認めます。

よって、議案第12号については、満場一致で可決されました。

次に、議案第13号 斑鳩町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例についてをお諮りします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) 異議なしと認めます。

よって、議案第13号については、満場一致で可決されました。

次に、議案第14号 斑鳩町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例についてをお諮りします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) 異議なしと認めます。

よって、議案第14号については、満場一致で可決されました。

次に、議案第15号 斑鳩町地域包括支援センター設置条例の一部を改正する条例についてをお諮りします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。

よって、議案第15号については、満場一致で可決されました。

次に、議案第16号 斑鳩町町営住宅条例の一部を改正する条例についてをお諮りします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。

よって、議案第16号については、満場一致で可決されました。

次に、議案第17号 斑鳩町水道事業給水条例の一部を改正する条例についてをお諮りします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。

よって、議案第17号については、満場一致で可決されました。

次に、議案第18号 斑鳩町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例についてをお諮りします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。

よって、議案第18号については、満場一致で可決されました。

次に、議案第19号 斑鳩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてをお諮りします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。

よって、議案第19号については、満場一致で可決されました。

次に、議案第20号 令和5年度斑鳩町一般会計補正予算（第15号）についてをお

諮りします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) 異議なしと認めます。

よって、議案第20号については、満場一致で可決されました。

次に、議案第21号 令和5年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算(第5号)についてをお諮りします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) 異議なしと認めます。

よって、議案第21号については、満場一致で可決されました。

次に、議案第22号 令和6年度斑鳩町一般会計予算については、予算審査特別委員会において、先ほどの委員長報告のとおり、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決しておりますが、お手元に配布しました修正動議が提出されております。

したがって、これを本案と併せて一括議題とします。

動議提出者の説明を求めます。

12番、木澤議員。

○12番(木澤正男君) そうしましたら、議案第22号の修正動議に対する提案説明をさせていただきます。

まず、議案書を朗読いたします。

斑鳩町議会議長

中川 靖広 様

議案第22号 令和6年度斑鳩町一般会計予算について
に対する修正動議

上記の動議を、地方自治法第115条の3及び会議規則第17条第2項の規定により別紙の修正案を添えて提出します。

令和6年3月25日

発議者

議会議員

濱 真理子

木 澤 正 男

今回の内容につきましては、趣旨として町民の皆さんの安全を守るため、自転車用ヘルメットの購入費を助成し、普及率の向上を図ることを目的に修正を加えるものです。そして、上記施策の実施のための財源は、令和6年度の事業を見直すことにより捻出いたします。

それでは、議案書の一番最後のページをご覧くださいませでしょうか。今回につきましては、歳入歳出予算の総額、さらに総務費の総額は変更せず、総務管理費の企画費のうち、2025大阪・関西万博実行委員会の費用を60万円削減し、自転車用ヘルメット購入費助成金として、交通安全対策費を60万円増額するものです。大阪関西万博につきましては、予算審査特別委員会の際に、町から説明もありましたように、具体的な内容が提示をされていないというところから、こちらの方から財源をもってまいりました。ただ、年度途中で必要となった場合に対応できるよう、項目については残しております。また、自転車用ヘルメット購入費助成金の、この60万円の積算根拠につきましては、昨年度お隣の三郷町さんが、この制度を実施しており、これを参考にさせていただき、1件当たりの上限が2分の1、3千円ということで、昨年度年度途中から始めて、初年度でおおよそその実績については100件程度というふうにお聞きしておりますので、その倍の60万円、200件分を予算化させていただいております。この自転車用ヘルメット購入費助成制度につきましては、昨年4月の選挙の際に、公約として掲げ、町民の皆さんに実施に向け努力することをお約束してきましたし、その後も町民の皆さんから制度はいつできるのかという問い合わせもあり、待ち望まれているものだと思いますので、ぜひ実施をさせていただきたいと思ひまして、議員皆さまのご賛同をお願いいたします。以上で提案説明とさせていただきます。

○議長（中川靖広君） 説明が終わりましたので、質疑をお受けします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） これをもって質疑を終結します。

これより、原案と修正案を一括して討論を行います。

初めに、原案に賛成の議員の意見を求めます。

9番、横田議員

○9番（横田敏文君） それでは、議案第22号 令和6年度斑鳩町一般会計予算について

て、原案に賛成する立場から意見を申しあげます。

令和6年度予算においては、安全・安心にさせるまちづくりとして、ライフラインが寸断された場合に備え、避難所での衛生環境を保つため、災害用簡易トイレ等を新たに備蓄されるほか、防災ハザードマップの更新や貯留施設の整備などを進められます。

コンパクトで質の高い持続可能なまちづくりでは、西和医療センターの移転・再整備にあわせて、法隆寺及びJR法隆寺駅周辺地区の一体的な整備に向けた検討を進められるほか、公共施設等の照明設備のLED化や、太陽光発電設備等の再生可能エネルギー活用に取り組まれます。

子どもの未来が輝くまちづくりでは、新たに開園する認定こども園を含め、保育士給与の処遇改善や、障害児加配保育士の配置に対する支援を充実されるほか、子ども家庭センターの設置や、5歳児健康診査等の新たな実施、将来を見据えた学校施設適正規模等基本構想（案）の策定などに取り組まれます。

さらには、誰もが健やかに生き生きとくらすまちづくりでは、新型コロナウイルス感染症予防接種費用の一部を助成されるほか、中央体育館における空調設備の整備や、キャッシュレス決済の導入、町外プール施設利用料金の一部助成制度の充実などに取り組まれます。

以上のことから、限られた財源のなかで、選択と集中を基本としてメリハリをつけながら、全体のバランスや将来を考え、町民生活に直結する重要な事業などを積極的かつ適切に進めるための予算を編成されたものと認め、本議案の原案に賛成するものであります。

予算審査特別委員会での各委員からの指摘や要望について、新年度の予算執行にいかされることをお願いして、私の賛成意見といたします。

議員皆さまのご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（中川靖広君） 次に、原案及び修正案に反対する議員の意見を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 原案及び修正案に反対する意見はなしと認めます。

原案に賛成する議員の意見を求めます。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 賛成意見はなしと認めます。

次に、修正案に賛成する議員の意見を求めます。

11番、濱議員。

○11番（濱真理子君） それでは、議案第22号 令和6年度斑鳩町一般会計予算について、修正案に賛成・原案に反対の立場から意見を述べます。

修正箇所は提案説明のとおりで 自転車用ヘルメット購入費助成金60万円を新規に計上し、2025大阪・関西万博実行委員会から同額を減額するものです。

自転車で走行する時に、ヘルメット着用が任意とはいえ推奨されています。被害者であれ、加害者であれ、また、単独であれ自転車事故での頭部の保護のためにはヘルメットの着用が有効であります。しかし、家族全員が購入するとかなり負担となります。町の財政規模からすると、大きな支出ではなく、町民の安全に寄与するものと考えます。自転車に乗る時だけでなく、乗らない時にはヘルメットを自宅内の決まった場所に置いて、地震などの災害時にも活用するように心がけている方もいらっしゃいます。

どうぞ、修正案に議員皆様方の賛同をよろしく願いいたしまして、反対意見（修正案に賛成、原案に反対意見と後刻訂正）とさせていただきます。

○議長（中川靖広君） 11番、濱議員。

○11番（濱真理子君） 訂正します。私は修正案に賛成、原案に反対でございます。

○議長（中川靖広君） これをもって討論を終結いたします。

本案については賛否両論であります。よってこれより採決を行います。

まず、濱真理子議員ほか1名から提出されました修正案について採決します。

本修正案に賛成の議員の起立を求めます。

（ 起立する者あり ）

○議長（中川靖広君） 起立少数であります。

よって、修正案は、否決されました。

次に、原案について採決します。

原案に賛成の議員の起立を求めます。

（ 起立する者あり ）

○議長（中川靖広君） 起立多数であります。

よって、議案第22号については、賛成多数で可決されました。

次に、議案第23号 令和6年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計予算については、賛否の討論を要するとの申し出があります。

よってこれより討論を行います。

はじめに、本案を可決することに反対の議員の意見を求めます。

11番、濱議員。

○11番（濱真理子君） それでは、議案第23号 斑鳩町国民健康保険事業特別会計予算について、反対意見を述べさせていただきます。

国保料は長年の国庫負担の削減・抑制によって、同じ年収の会社員が支払う健康保険料と比べ、4人世帯の例では2倍も高いのが実態でございます。厚労省は抜本的な引き下げどころか都道府県を大幅連続値上げの先導役にしようとしています。

2024年度から都道府県での統一化は、大阪府と奈良県ですが、厚労省は全国に対しての圧力をさらに強めています。今後さらに市町村が国保料の負担抑制・軽減のため独自に行う一般会計からの法定外繰り入れの「早期解消 廃止」を県統一化による大幅値上げの早期実現を進める方針でございます。住民の生活実態は厳しく収入を超える物価高は命に係わる危機でございます。生命を守る国保制度の本来の姿に戻す、国・県の負担増を求める警鐘として本案に反対するものです。

ご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（中川靖広君） 次に、本案を可決することに賛成の議員の意見を求めます。

9番、横田議員。

○9番（横田敏文君） 議案第23号 令和6年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計予算について、賛成する立場から意見を述べさせていただきます。

奈良県では、令和6年度から県内市町村の保険料率を統一し、国民健康保険制度が、国民皆保険制度を支える公的医療制度として、持続可能なものとするため、県を単位としての運用が始まることとなっています。

そうしたなか、本町の国民健康保険運営協議会におきまして、令和6年度の保険料率について慎重審議をされ、改定を行うことで答申されたところです。

この答申にもとづき見直された内容で、本特別会計予算が編成されており、妥当なものと考えます。

町におかれては、引き続き国民健康保険の財政健全化に努めていただくよう要望して、賛成意見といたします。議員皆様のご賛同、よろしくお願いいたします。

○議長（中川靖広君） これをもって、討論を終結します。

本案については、賛否両論であります。よって、これより採決を行います。

本案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（ 起立する者あり ）

○議長（中川靖広君） 起立多数であります。

よって、議案第23号については、賛成多数で可決されました。

次に、議案第24号 令和6年度斑鳩町介護保険事業特別会計予算についてをお諮りします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) 異議なしと認めます。

よって、議案第24号については、満場一致で可決されました。

次に、議案第25号 令和6年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計予算については、賛否の討論を要するとの申し出があります。

よってこれより討論を行います。

はじめに、本案を可決することに反対の議員の意見を求めます。

11番、濱議員。

○11番(濱真理子君) それでは、議案第25号 令和6年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計予算について反対意見を述べます。

本議案に対して反対の主なものは、被保険者の負担が増大することです。窓口での自己負担が倍増した時、多くの方から受診を控えるとの声が聞かれました。後期高齢者が負担しているのはこの後期高齢者医療保険料だけではありません。高齢になれば、実際に医療を受けた自己負担額、通院のための移送費は複数にわたります。介護保険料、介護保険利用の自己負担額、そして急激に高騰して、価格が安定しない紙おむつなどの衛生用品などだけでなく、食費を含む生活用品などの支出が重なります。しかし年金など収入は大きく目減りしています。また国は子育て支援に後期高齢者の支援、年間一人629円を充てるなど、現在まで国の発展に寄与してきた高齢者への敬意は感じられません。町が独自に行える制度でないことは承知していますが、住民からの生の声をあらし反対意見といたします。

○議長(中川靖広君) 次に、本案を可決することに賛成の議員の意見を求めます。

10番、宮崎議員。

○10番(宮崎和彦君) それでは、令和6年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計予算の賛成意見を述べさせていただきます。

議案第25号 令和6年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計予算について、後期高齢者医療制度は、法令の規定により、県内の全ての市町村で構成された広域連合が運営主体であり、県全体のこの制度における医療に要する費用の推計をはじめ、保険料率にかか

わる事項は、すべて広域連合において決定されるものであります。

この制度において市町村に特別会計が設置されているのは、市町村の事務とされている、収納した保険料を広域連合に納付することを明確にするためであり、令和6年度の本町の特別会計予算については、決められた保険料の総額や軽減に必要な財源等について、適正に予算計上されています。

なお、広域連合においては、将来の医療給付の増加に伴う保険料負担も考慮しながら、剰余金を活用し、保険料の上昇を抑制されており、被保険者への配慮もされています。

以上の観点から、令和6年度の本特別会計予算については、賛成するものであります。

議員皆さまのご賛同、よろしく申し上げます。

○議長（中川靖広君） これをもって、討論を終結します。

本案については、賛否両論であります。よって、これより採決を行います。

本案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（ 起立する者あり ）

○議長（中川靖広君） 起立多数であります。

よって、議案第25号については、賛成多数で可決されました。

次に、議案第26号 令和6年度斑鳩町水道事業会計予算についてをお諮りします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。

よって、議案第26号については、満場一致で可決されました。

次に、議案第27号 令和6年度斑鳩町下水道事業会計予算についてをお諮りします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。

よって、議案第27号については、満場一致で可決されました。

次に、議案第28号 奈良広域水質検査センター組合規約の変更についてをお諮りします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) 異議なしと認めます。

よって、議案第28号については、満場一致で可決されました。

次に、認定第1号 町道認定についてをお諮りします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) 異議なしと認めます。

よって、認定第1号については、満場一致で認定されました。

ここでお諮りします。

皆さまのお手元に配布しております追加日程1. 発議第1号 斑鳩町議会議員の請負の状況の公表に関する条例についてを日程に追加し、日程の順序を変更し、先に審議することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) 異議なしと認めます。

よって、追加日程1. 発議第1号を日程に追加し、日程の順序を変更し、先に審議することに決しました。

追加日程1. 発議第1号 斑鳩町議会議員の請負の状況の公表に関する条例についてを議題とします。提出者の説明を求めます。

12番、木澤委員長。

○議会運営委員長(木澤正男君) それでは、発議第1号について、提出説明をさせていただきます。

まず、議案書を朗読いたします。

発議第1号

斑鳩町議会議員の請負の状況の公表に関する条例について

標記について、地方自治法第109条第6項の規定により別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

令和6年3月25日 提出

議会運営委員会

委員長 木澤 正男

それでは、最後のページの要旨のところをご覧くださいと思います。

斑鳩町議会議員の請負の状況の公表に関する条例につきましては、地方自治法の一部を改正する法律が令和5年3月1日に施行され、議会の議員に係る請負に関する規制が緩和されたことに伴い、議員個人による請負の状況の透明性を確保するため、本条例において、斑鳩町議会議員が斑鳩町に対し請負をする場合における請負の状況の公表に関し必要な事項を定めるものであります。

まず1. 主な制定内容として、第2条関係ですが、報告では、議員は、毎年6月1日から同月30日までの間、当該期間内に議員でない期間がある者で、再び議員となったものは、その日から起算して30日以内になりますが、この間に、前会計年度、議員である期間に限ります、この期間における斑鳩町に対する請負について、議長に対して、文書により公表しなければならないこととしています。

次に、(2)として第3条関係ですが、報告の一覧の作成及び公表では、議長は、議員からの報告について、一覧を作成し、公表しなければならないこととしています。

次に、(3)第4条関係ですが、報告等の保存及び閲覧等では、報告及び訂正は、議長において、報告期限の翌日から起算して5年間保存しなければならないこととしています。

そして最後に施行期日としましては、令和6年4月1日から施行し、同日に始まる会計年度における請負から適用することとしています。

以上、主な内容につきまして、説明報告させていただきました。

議員皆さまのご賛同をぜひよろしくお願いいたします。以上で終わります。

○議長（中川靖広君） お諮りします。

本案については、質疑、討論を省略し、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。

よって、発議第1号については、満場一致で可決されました。

次に、日程5. 各常任委員会の閉会中の継続審査についてを議題とします。

各常任委員長から、委員会において審査中の事件について、斑鳩町議会会議規則第75条の規定により、お手元に配布しております申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。

各常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございま

せんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) 異議なしと認めます。

よって、各常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定されました。

各常任委員会には、それぞれの事件における閉会中の審査について、よろしくお願ひします。

次に、日程6. 議会運営委員会の閉会中の継続審査についてを議題とします。

議会運営委員長から、委員会において審査中の事件について、斑鳩町議会会議規則第75条の規定により、お手元に配布しております申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定されました。

議会運営委員会には、閉会中の審査について、よろしくお願ひします。

以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了しました。

閉会に先立ちまして、町長の挨拶をお受けします。

中西町長。

○町長(中西和夫君) 令和6年第1回町議会定例会の閉会にあたり、一言ご挨拶申し上げます。

本定例会では、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてなど、38議案を提出させていただきましたところ、議員皆様方には、終始熱心にご審議を賜り、いずれの議案につきましても、原案どおり承認賜りましたことに対しまして、深く感謝申し上げますとともに、お礼を申し上げます。

本日ご承認いただきました令和6年度予算にもとづき、「誰もが住み続けたい、住んでみたい、訪れたいと思える斑鳩」の実現に向けて、職員と知恵を出しあいながら一丸となり、諸施策に取り組んでまいりますので、さらなるご支援、ご指導を賜りますようお願いを申し上げます。

寒さもゆるみ、一雨ごとに春めいてまいりましたが、朝夕はまだまだ冷え込んでおります。議員皆様方には、くれぐれもご自愛くださいますようお願い申しあげ、本定例会の閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（中川靖広君） これをもって、令和6年第1回斑鳩町議会定例会を閉会します。
お疲れさまでした。

（午前10時36分 閉会）